

平成30年 第2回 石狩市下水道事業運営委員会資料

消費税及び地方消費税の税率引上げに 伴う使用料の算定方法の改正について

平成30年12月19日

1 使用料算定方法改正の要因

◆消費税法及び地方税法の一部改正（税率の引上げ）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）」等の施行に伴い一部改正された消費税法及び地方税法の施行により、平成26年4月に現行税率8%となったのち、2度にわたり延期されていた税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることから、税率引上げ分（2%相当分）を下水道使用料等にも適性に転嫁する。【8%】⇒【10%】

適用開始日 区 分	～平成26年3月	平成26年4月1日	平成31年10月1日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地 方 消 費 税 率	1.0%	1.7%	2.2%
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

2 現在の使用料

下水道条例 第15条（使用料の算定方法）

使用料の額は、下水を排除する施設の種別及び各使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定めるところにより算定して得た額に、それぞれ100分の108を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

別表第1

施設の種別	汚水量		金額
公衆浴場(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項)に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。)以外の施設	基本汚水量	10立方メートルまでの部分	1,120円
	超過汚水量	10立方メートルを超え30立方メートルまでの部分1立方メートルにつき	137円
		30立方メートルを超える部分1立方メートルにつき	200円
公衆浴場	1立方メートルにつき		58円

石狩市の下水道使用料は、4年毎に見直すこととしており、現在の使用料(別表第1)の金額はH29～H32の4年間を対象として収支均衡が図れるよう、消費税を含まない経費の推計から算出した必要使用料収入を元にH29.に改定したもの。次回改定はH33予定。

3 仮に税込使用料の水準を据え置く場合

(税抜き、単位：千円)

区分 \ 年度	H30当初予算額で比較		
	H30	H31	H32
使用料収入 (税込)	623,581	623,581	623,581
うち消費税	46,191	51,488	56,689
	8%	～9月：8% 10月～：10%	10%
実収入 (税抜)	577,390	572,093 ※必要額に不足する	566,892 ※必要額に不足する
消費税影響額	—	△5,297	△10,498
影響額累計	—	△5,297	△15,795

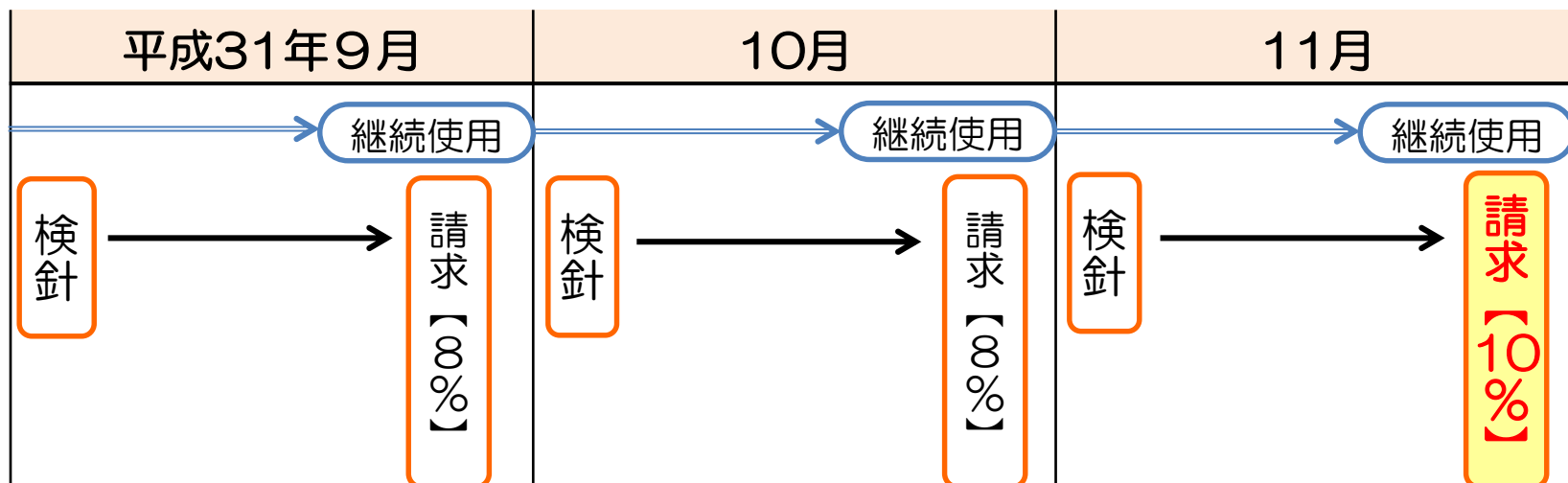
問題点

※下水道を維持するための使用料なのにその一部を消費税として納付してしまうことになる。

※H29に6.28%の使用料改定を行いH29～H32の収支均衡を図ったが、消費税分が収支不足となる。→**使用者からすると不当な値上につながりかねない。**

4 適用の時期

◆下水道使用料等は、平成31年11月検針分から適用となります。



※新税率は平成31年10月 1日から施行されますが、電気・ガス・水道など、適用日以前から継続してサービスを受けていて、10月31までに請求料金が確定するものには、経過措置が設けられています。

5 使用料の影響額

(単位：円)

使用水量	下水道使用料 個別排水処理施設使用料			【参考】水道料金＋下水道（個排）使用料		
	改正前 消費税8%	改正後 消費税10%	影響額	改正前 消費税8%	改正後 消費税10%	影響額
0～7 m ³	1,209	1,232	23	2,850	2,904	54
10m ³	1,209	1,232	23	3,492	3,557	65
15m ³	1,949	1,985	36	5,427	5,528	101
16m ³	2,097	2,136	39	5,915	6,025	110
17m ³	2,245	2,286	41	6,404	6,522	118
20m ³	2,689	2,739	50	7,868	8,014	146
30m ³	4,168	4,246	78	12,749	12,986	237

※水道料金はメーター口径13mmの場合。

6 今後のスケジュール

H30. 12 下水道事業運営委員会で内容説明
(今回)



H31. 3 市議会第1回定例会に条例案提出



H31. 4 広報等による住民への周知
～ 9



H31. 10 新税率に基づく条例の施行
(下水道使用料は11月検針分から)